

(訂正請求者) 様

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

保有個人情報の訂正をする旨の決定について (通知)

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第30条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ なお、この決定について不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長に対して異議申立てをすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申し立てができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)

担当課等：

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
総務部総務企画課 総務係

TEL：046-839-6802

FAX：046-839-6919

e-mail：a-somu@nise.go.jp

(訂正請求者) 様

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について (通知)

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第30条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ なお、この決定について不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申し立てができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

担当課等：
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
総務部総務企画課 総務係
TEL：046-839-6802
FAX：046-839-6919
e-mail：a-somu@nise.go.jp